

## 静岡県建設工事検査要領の運用

### 1 中間検査について（第3条）

中間検査の実施は、別添1「中間検査実施基準」によるものとする。

### 2 検査の対象について（第4条）

- (1) 本庁検査の対象となる検査は、知事部局に係る建設工事の検査であるが、教育委員会及び警察本部については、受託検査として、本庁検査の対象とすることができるものとする。なお、この場合の手続は、別添2「受託検査の取扱い」による。
- (2) 本庁検査の対象建築物に係る設備工事については、当初の契約金額が500万円以上のものは、本庁検査対象とすることができるものとする。

### 3 図面等の提出

発注機関の長は、本庁検査対象の建築・設備工事の契約を締結したときは、速やかに特記仕様書、図面、現場説明書、質問回答書、技術提案（総合評価落札方式標準型の場合）、簡易な施工計画書（総合評価落札方式簡易型Ⅰの場合）及び工事実施工程表を工事検査課長に提出するものとする。

### 4 工事材料の製造請負契約に関する準用

この要領は、請負工事に支給する工事材料の製造請負契約について準用する。この場合において、第9条第1項及び第19条第1項中「14日」とあるのは「10日」と読み替えるものとする。

## 【別添1】

# 中間検査実施基準

### (目的)

第1 この基準は、静岡県建設工事検査要領に基づく中間検査の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (中間検査の指定)

第2 中間検査の対象工事は、特記仕様書等の契約図書において指定するものとする。

### (中間検査の対象)

第3 中間検査の対象となる工種、項目及び時期等は、別紙「中間検査の対象」を参考にして、監督員が受注者に指示するものとする。

### (中間検査の実施)

第4 中間検査は、対象工事の施工途中における施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来栄について、関係書類に基づき実施し、施工について改善を要する事項（改善を行うことで品質等の向上に寄与すると考えられる事項）及び現地における指示事項（契約事項を満足しなくなる可能性があると判断される事項）を把握するものとする。

2 中間検査で確認した出来形部分については、完成検査、一部完成検査及び出来形検査時の確認を省略することができるものとする。ただし、その後の現場状況の変化や、受注者の管理状況等から再度の確認が必要な場合はこの限りではない。

### (中間検査の復命)

第5 検査員は、中間検査を完了したときは、速やかに当該中間検査の結果について、所見、改善を要する事項及び指示事項を記載した工事検査復命書により、検査を命令した者に復命するものとする。

### (その他)

第6 この実施基準により難しい場合は、工事検査課長と協議して実施するものとする。

(参考) 第2により中間検査を指定する場合の契約図書への記載例

「この工事は、中間検査の対象工事でありその実施については、中間検査実施基準による。」

別紙

## 中間検査の対象

### ○土木・農林工事

#### 1 第1回中間検査(書類検査)

施工計画書等の関係書類及び契約図書等により、現場着手前(設計図書照査後、工事監理連絡会後、施工計画書提出後等の適切な時期)に行う。

ただし、本庁検査以外の工事では、工事の内容により当該中間検査を省略することができる。

また、「情報共有システム」に設計照査、施工計画書等の書類を登録している工事については、工事の内容により当該中間検査を省略することができる。

#### 2 工事進捗に応じ、各段階で行う中間検査

1回以上行うことを基本とする。

ただし、3,500万円未満の小規模工事(低入札価格調査対象工事を除く。)については、内容により当該中間検査を省略することができる。

別紙(1) 【中間検査の対象事例】参照。

#### 3 工場で行う中間検査

別紙(2)「工場で行う中間検査について」参照。

実施対象・実施時期等については監督員と検査員とで調整する。

## ○建築・設備工事

### 1 工事別検査時期

工事種別	回数	検査時期	備考
新築・増築 工事 (建築)	1	試験杭の打設が完了後	杭工事がある 場合
	2	地中梁が完了し、埋め戻し前	
	3	躯体工事が完了し、サッシ取付中 鉄骨造は、鉄骨建方が完了し、サッシ取付中	
	4	内装の下地が完了後	
	追加1	免震、制震装置が完了後	
	追加2	工場では検査を行うことが必要な時期	
新築・増築 工事 (設備)	1	地中梁のスリーブ工事が完了し、コンクリート打設前	
	2	主要な配管及び配線が完了し、隠蔽前（埋め戻し前）	
	3	主要な機器の設置が完了後	
改修工事	—	工事内容に応じて必要な時期	
解体工事	—	工事内容に応じて必要な時期	

- ・検査の間が概ね3か月を超える場合は、次回の検査時期に達していなくても中間検査を行う。
- ・工事内容により、中間検査を省略することができるものとする。

### 2 工場で行う検査対象

#### 建 築

- ・特殊な建築物等で重要なもの。

#### 【具体例】

- ・鉄骨工場製作品、特注製作品、特殊材料のうち特に重要な材料

#### 設 備

- ・特殊な仕様なもの。

#### 【具体例】

- ・キュービクル、盤、大型材料等で特に重要なもの
- ・特注製作品(標準仕様書にない仕様のもの)で特に重要な材料

【中間検査の対象事例】

○各段階で行う中間検査は、工事の進捗により適切な時期に行う。

中間検査の対象となる事例を次に掲げる。

- ・杭基礎工（試験杭施工を含む）
- ・軟弱地盤改良工、基礎地盤改良工
- ・鉄筋コンクリート構造物の鉄筋組立工
- ・橋梁上部工の現場製作工及び架設工
- ・現場溶接作業の溶接工（塗装前）
- ・現場塗装工（ケレン作業、下塗り、中塗り）
- ・路盤工、基層工、中間層工等及び薄層カラー舗装・グルーピング施工前の表層工
- ・橋面防水工（床板性状、防水層としての均一性、床版・防水層・舗装相互の一体性）
- ・アンカー工等の確認試験等（確認試験のときに限らず、必要に応じ随時）
- ・トンネル支保工（支保パターンの半数程度）、補助工法及び坑口補強工等
- ・補修工、補強工（例：上部工補強等、床板工補修等、支承取替等、落橋防止等、橋脚巻立て等、舗装切削後、トンネル裏込注入工、トンネル漏水対策、ボーリンググラウト工、せん断補強等）
- ・ほ場整備工（基盤整地工、暗渠排水工）
- ・農用地造成工（砕土工）
  
- ・重要な構造物における埋戻し前、又は通水前（例：護床工、根固め工、水叩き工、頭首工、農業用管水路、下水道等）
- ・橋梁工事、あるいは斜面工事等の足場撤去前
- ・仮設工及び搬出入施設等の撤去前
  
- ・施工後速やかに検査を行う必要がある場合（例：養浜工、浚渫工、河床掘削等）
- ・除草及び剪定作業等の２回刈り以上の契約で、１回毎の作業完了後
  
- ・重大な建設事故が発生した現場における安全対策について（工事再開後に実施）
  
- ・契約約款第 33 条に基づく部分使用に当たり、中間検査を行う必要があると認める場合（一般の用に供する仮橋及び仮設道路等も含む）（注：約款第 39 条に基づく部分引き渡しについては一部完成検査を行う。）

## 工場で行う中間検査について

工場で行う中間検査は、次の場合に行う。

○下表に掲げる工事材料(製品を含む)について、契約担当者が必要と認める場合。

材料の種類		中間検査実施対象材料(例)
市場流通品	JIS規格品以外の特殊鋼材、特殊なコンクリート製品等 (注1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汎用的な2次製品を加工して製作する鋼矢板及びコンクリート矢板等</li> <li>・プレテン桁、プレキャストブロック桁、プレビーム桁、プレキャスト床板、鋼製床板、ボックスカルバート（内空幅2m以上）、L型擁壁H2m以上、組立歩道の梁並びに床板等、トンネル支保工関係材料、環境施設関係材料（防音壁、遮音壁、河川緑化関係材料等）</li> </ul>
注文品（特注製作品）等	特殊材料・特注製作品等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋梁上下部工等、工場製作の栈道橋等、水門等、陸閘等、鋼製ダム等、伸縮装置、支承</li> <li>・アンカー材、落石防護施設等、法面補強材等、せん断補強材、落橋防止製品、補強土壁材等のうち、強度試験、機能試験（主部材の溶接のある材料を含む）を行う必要がある材料及び製品</li> <li>・電気、電力、通信、設備関係の制御盤、情報盤、ポンプ、発動発電機等、環境施設関係製品等、その他工場製作の道路、河川、砂防、急傾斜地、港湾、公園、上下水等にかかる特殊材料及び製品</li> </ul>

- (注1) ・汎用的な、鋼製2次製品、コンクリート2次製品、樹脂製品(ジオテキスタイル)等については、中間検査の対象とはしない。ただし当該工事が低入札価格調査に係る工事の場合には、これらについても中間検査の対象とする。
- ・公益社団法人日本下水道協会(JSWA)、公益社団法人日本水道協会(JWWA)の品質認証制度に係る汎用的な製品等については、JIS規格品と同じ扱いとする。

○鋼橋上部工等に係る検査が必要な場合。

- ・鋼橋上部工の検査取扱いについては、次の通知による。  
 「鋼橋上部工の材料、原寸、仮組立検査の取扱いについて」(平成17年2月25日付け建技第373号、道整第150号)  
 「低入札価格調査制度に係る鋼橋上部工工事の検査について」平成17年11月29日付け建技第263号、道整第119号)

(要旨)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・材料検査、原寸検査は原則省略する。</li> <li>・仮組立検査は、次の3条件の全てを満たす鋼橋の場合には行わない。(担当監督員の立会いを実施する。)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>① 鉸桁橋(I型断面)又は箱桁橋</li> <li>② 直線橋</li> <li>③ 斜角が75°以上の鉸桁橋、90°の箱桁橋</li> </ul>                     ただし桁高が変化する場合、箱桁で溶接継手を採用する場合、ベント架設以外の仮設方法を採用する場合、その他「標準的」と解釈できない理由がある場合を除く。                 </li> <li>・上記にかかわらず、低入札工事の場合には、材料検査、原寸検査、仮組立検査、支承製品・落橋防止装置等の材料検査(工場検査)の全てを実施する。</li> </ul>
------	--

- ・歩道橋、側道橋及び水管橋については、上記鋼橋上部工の検査取扱いに準じて検査を行う。  
 ただし、仮組立検査の除外条件①に、H型鋼橋を加える。

## 【別添 2】

# 受託検査の取扱い

### 第 1 受託検査の対象

受託検査の対象は、静岡県建設工事検査要領第 4 条に定める検査とする。

### 第 2 受託検査の依頼

- (1) 受託検査の依頼は、受託検査依頼書（様式 1）により行う。
- (2) 依頼書の受付時に、理由及び工事内容のヒアリングを行う。
- (3) ヒアリングの結果により、検査依頼の受託の可否を決定する。

### 第 3 旅費の再配当

- (1) 受託検査に伴う旅費は、依頼者が負担する。
- (2) 受託決定後に交通基盤部経理担当課と調整し、再配当する。

様式1

# 受託検査依頼書

〇〇第 号  
年 月 日

工事検査課長 様

〇〇〇〇課長

下記の案件について、受託検査を依頼します。

記

- 1 事業名
- 2 箇所
- 3 工期
- 4 工事名（予定を含む）及び工事概要
- 5 旅費の再配当
  - ・旅費については、受託検査決定後再配当します。

※概要が解る図面を添付

担当者名  
電 話